

受講料無料 失語症者向け 意思疎通支援者養成研修

問い合わせ 広島県言語聴覚士会
080-338957678
FAX 082-9613080

失語症者の外出場面などでのコミュニケーションを助ける支援者を養成する研修を行います。講義・実技により、支援に必要な知識と技術を習得し、修了者は広島県登録者名簿に登録されます。

失語症とは

脳卒中などによって起こる言葉の障害です。会話の難しさから家庭外へ出ることを諦めてしまったり、緊急時や災害時の支援が受けにくくなったりするなど、社会の中で孤立しがちです。失語症の人たちが地域で安定した生活を送るためには、適切な知識と会話技術を持った意思疎通支援者が必要です。

とき 全10回(いずれも日曜日)

7月21日、8月4日、25日、9月8日、10月6日、20日、11月3日、17日、12月1日、22日
※7月21日と8月4日はオンライン(Zoom)を使用した公開講座で

す。公開講座のみの受講も可能です。

ところ

呉市つばき会館 阿賀まちづくりセンター 広島市東区地域福祉センターなど(回によって会場が異なります)

対象

受講後に失語症者の支援に携わることが出来る18歳以上の方

定員

30人(応募多数の場合は抽選)

申し込み

6月28日(金)までに「広島県意思疎通支援」で検索し、申し込みメールアドレスで申し込みください。
※詳しい日程、場所、申し込み方法などは、広島県言語聴覚士会ホームページ「失語症の方々への支援」に掲載しています。

令和6年度 要約筆記奉仕員 養成講座



「二十歳のつどい」での要約筆記

問い合わせ
社会福祉協議会 ☎52-2275

要約筆記とは、聴覚に障害がある方に情報を文字で伝える方法です。
要約筆記により、「聞こえない言葉」が「目に見える言葉」になります。ここでは、話をわかりやすく要約し、その場で文字にして伝える方法を学ぶことを目的とし、A手書きコース、B手書き+パソコンコースの講座を開催します。

とき

A 手書きコース 全4回
6月5日、12日、19日、26日
B 手書き+パソコンコース
全7回
6月5日、12日、19日、26日
7月3日、10日、17日
A/Bともに9時30分〜12時
いずれも水曜日

ところ

サントピア大竹

対象

A 手書きコース 要約筆記を初めて学ぶ方、関心のある方
B 手書き+パソコンコース 要約筆記に関心があり、1分間に60文字程度入力できる方
Bを受講する方はパソコンを持参してください。

内容

①要約筆記の基礎知識
1回 6月5日
②手書きの要約筆記
3回 6月12日、19日、26日
③パソコンの要約筆記
3回 7月3日、10日、17日
定員 8人
受講料 無料

協力 要約筆記サークル「ふたば」市難聴者中途失聴者協会
申し込み 6月4日(金)までに社会福祉協議会へ。

福祉タクシー・バス利用券 利用できる市外の タクシー会社を追加

問い合わせ
福祉課 ☎59-2146

重度の障害者に交付している「大竹市福祉タクシー・バス利用券」の利用可能なタクシー会社を追加しました。

利用開始時期 6月1日(土)

追加するタクシー会社は表のとおりです。

重度の障害者とは次の要件を満たす方です。

要件(①から③のいずれか)

①下肢・体幹・視力・内部障害のある方で身体障害者手帳の1級、2級もしくは3級を所持している方
②療育手帳のA、AもしくはBを所持している方
③精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方

タクシー会社名	電話番号	タクシー会社名	電話番号
廿日市カープタクシー	0829-32-0303	つるみ第一交通	082-284-1111
宮島カープタクシー	0829-55-1111	草津タクシー	082-278-1255
広島第一交通(西区・中区)	082-278-5511	佐伯タクシー	082-926-2311
広交タクシー	082-291-3232	吉島タクシー	082-241-9387
つばめ交通	082-221-1955	中国タクシー	082-221-1084
カープタクシー	082-255-3111	日の出タクシー	082-291-5555
鯉城交通	082-232-4311	広島近鉄タクシー	082-253-2231
鯉城タクシー	082-232-4311	矢野カープタクシー	082-884-0101
福助タクシー	082-232-3333	祇園交通	082-874-4747
はと第一交通	082-229-7777	胡タクシー	082-255-0050
エンゼルキャブ	082-281-7100	広三自動車	082-255-0050
オーケーキャブ	082-281-1017	丸三タクシー	082-255-0050
関西タクシー	082-262-9151	黒田タクシー	082-814-2233



6月は年金振り込みの通知月 通知書が届いたら確認を

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141

年金を受給している方には、毎年6月に「年金振込通知書」が送付されます。

通知書には6月から翌年4月までの定期支払いの各月の支払日と支払額などが記載されていますので確認してください。

※途中で年金額に変更がある場合は、「年金額改定通知書」でお知らせしています。

年金相談の予約

年金事務所では、年金相談の予約を実施しています。
年金事務所などの窓口で年金請求の手続きや、受給中の年金の相談を希望する方は、予約をすると待ち時間が少なくスムーズに相談できます。

インターネット予約

インターネットからは、夜間や休日にも予約ができ、予約前日にお知らせメールが届きます。また、予約の空き状況や、周辺の年金事務所の

予約状況の確認も簡単です。

インターネット予約受付時間
毎日8時〜23時30分

※予約の際には、基礎年金番号が分かるものを準備してください。

電話予約受付時間

平日8時30分〜17時15分
※土・日曜日、祝日、年末年始は利用できません。

インターネット環境がない方は、電話予約を利用してください。

予約受け付け専用電話

【ねんきんダイヤル】
☎0570-054890

050から始まる電話から予約する場合は
☎03-6631-7521

出張相談

毎週火曜日開催の大竹商工会議所での出張相談の予約は、広島西年金事務所です。予約の受け付けは相談希望日の前の週の金曜日までです。
☎082-535-1505

災害に便乗した 悪質商法にご注意ください

問い合わせ

- ◆消費生活センター（産業振興課内） ☎573236
- 【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～12時・13時～16時
- ◆消費者ホットライン ☎188（泣き寝入りイヤヤ）

【事例】
老人ホーム入居権を譲ってほしい
という不審な勧誘電話

「あなた名義の老人ホームの入居権がある。利用しないのであれば、震災で罹災した高齢女性に譲ってほしい」と電話で持ち掛け、承諾すると「老人ホームへの入居金を他人名義の口座から振り込むと金融庁に怪しまれるので、いったんあなた名義の口座から3000万円を振り込んでほしい」などと言葉巧みにお金を支払わせようとする。

公的機関をかたって個人情報削除を持ちかける不審な勧誘電話

国の機関や国民生活センター、消費生活センターなどの公的機関をか



たつて、「あなたの個人情報震災募金関係の団体に漏れている。今後、これらの団体から募金の勧誘を受けないようにするため削除してあげる」などと個人情報流出の不安をおたつた上で、削除するために（実存とは異なる）震災ボランティア団体に電話するよう誘導し、消費者が電話をかけると、支援物資が不足しているの、あなた名義で金品を提供、購入するよう要求。

名義貸しによる寄付を取り消すため
金銭を要求する不審な電話

「あなたから3000万円の寄付を受けた」とお礼の電話をかけ、寄付

おおたけ。ごみ事情 No.71 生ごみをたい肥化 処理容器の購入補助金を 活用してください

問い合わせ
環境整備課リサイクルセンター ☎52-5101

生ゴミをたい肥化することで、「もやすごみ」の減量化を進めるため、生ごみ処理容器の購入者に対して、購入費の一部を補助します。

補助対象

- コンポスト
- 生ごみ処理バケツ
- 段ボールコンポスト
- 基材・付属品
- 電動生ごみ処理機

補助額・年間補助上限数

処理容器1つまたは1セットにつき、購入金額の2分の1以内の額

- （1000円未満切り捨て）で、それぞれ金額を上限とします。
 - コンポスト（年2個）
容量130リットル以下のもの
1個当たり2000円
容量130リットルを超えるもの
1個当たり3500円
 - 生ごみ処理バケツ（年2個）
1個当たり1000円
 - 段ボールコンポスト（年6セット）
1セット当たり1000円
 - 基材・付属品（年8個）
1個当たり1000円
 - 電動生ごみ処理機（年1台）
1台当たり2万円
- ※電動生ごみ処理機は、補助を受けてから5年間は、新たに補助を受けることができません。

申請方法

環境整備課またはリサイクルセンターにある所定の申請書（要押印）に必ず領収書を添付して提出してください。補助金は、後日、指定の口座に振り込みます。

コンポスト、生ごみ処理バケツは、環境整備課、リサイクルセンターでも販売しています。市で購入する場合、あらかじめ補助額を差し引いた額となるため、補助金の申請は不要です。

※詳しくは、リサイクルセンターに問い合わせてください。

付はしていないと答えると、「名義貸しによる寄付は不法行為だ。このままでは訴えられる。名義を変更するためあなたが3000万円を支払わなければならない」と脅し、お金を支払わせようとする。

その他の事例

- 住宅再建への支援や復興支援事業への投資を持ちかける不審な勧誘電話
- 余った義援金などを振り込むので個人情報を提供するよう求める不審なメール
- 見知らぬ業者が消費者宅を訪問し、「住宅の一部が壊れており、地震が来ると危険だ」などと不安をあおり、修理やリフォームの契約を強いる。（損壊の真偽は不明）
- 火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができるとする勧誘
- 被災者になりすまし、オンライン決済サービスを用いて自身への寄付を募る。
- 被災地の事業者になりすまし、厳しい経営を助けてほしいと購入を促す「泣きつき商法」。

消費者へのアドバイス

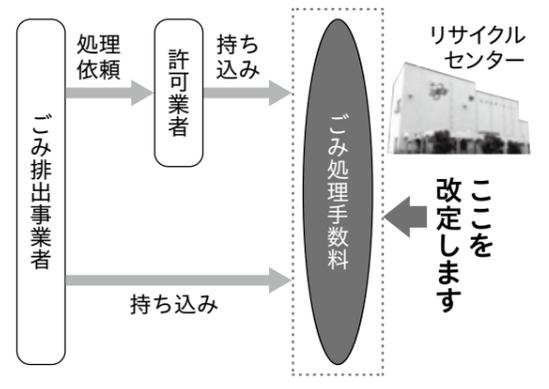
○「話の内容があやしい」「よく理解できない」と思ったときは、話に乗らないようにしましょう。不安であれば留守番電話機能や発信

事業系生ごみ処理手数料を 令和7年4月から改定します

問い合わせ
リサイクルセンター ☎52-5101

これまでお知らせしてきました事業系生ごみ処理手数料について、3月議会で改正議案が議決されましたので、次のとおり改定します。

- 【現行料金】
10キログラム当たり1000円
- 【改定料金】
10キログラム当たり1500円



改定料金は、令和7年4月以降リサイクルセンターに持ち込まれる事業系生ごみから該当しますので、注意してください。また、分別の徹底をよろしく願います。

ご注意ください 委託（依頼）業者との契約変更

一般廃棄物収集運搬許可業者に事業系生ごみの収集・運搬・処理を委託している事業者の皆さんは、このたびの改定により、その契約内容の変更が想定されます。委託先の許可業者へ確認してください。

また、家庭生ごみでも許可業者に収集・運搬・処理を依頼する場合も、契約内容の変更が想定されます。許可業者へ確認をお願いします。

廃棄物の減量化に取り組みます

このたびの改定に伴い、皆さんに負担をおかけすることになりますが、市も皆さんと一緒に廃棄物減量化に引き続き取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

6月のテーマ
買い物には
マイバッグを持参しよう!

家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

者番号表示機能を活用し、心当たりのない電話には出ないようにしましょう。

○やりとりしてしまっても、絶対にお金を払わないでください。すぐに警察、家族、友人、消費生活センターなどに相談しましょう。

○【周囲の方へ】高齢者が狙われるケースが多いため、周囲の方の見守りが必要です。高齢者に異変がないか見守り、異変に気づいたら警察や消費生活センターに相談してください。

（広島県ホームページ「災害に便乗した悪質商法にご注意ください」より）